

第3回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月24日 午後3時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階大会議室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分)
 - 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分)
 - 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

4 出席
委員

1番 本間俊明 2番 高嶋雅彦 3番 中道雅彦
4番 川端敦 5番 杉本道哉 6番 上野祐司
7番 鷺見幸生 9番 橋口善一郎 10番 松田一博
11番 北川正則 12番 西田勝敏 13番 田中昭一
14番 川崎浩樹 15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 川原田直人 主査 青木祐次

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和4年第3回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひします。

議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第3回総
会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第3回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定
により私から指名いたします。
2番 高嶋委員、3番 中道委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題とする前に、会議規則第10条関係から14番 川崎委員には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

（川崎委員退席）

それでは議案第1号の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第1号『農地法第4条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否を求めるものであります。

内容については、青木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容説明）

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
議案の2ページをお開きください。

申請人は山柵自治区の■■■■氏で、申請地につきましては、山柵1085-2番地の畑778㎡です。

現在の宅地には、農家住宅を建設するスペースがないことから、申請地を転用し農家住宅を新築するものです。

工期は、今年の8月1日から令和5年1月末日までであります。

申請地は、農振農用地区域内の農地であり、農地法上では、原則転用はできませんが、農振農用地区域から除外を行えば、農業用施設や地域農業の振興に資する施設などについては、農地法上の例外許可事由に該当することから、転用は可能となります。そのため、今後は町で本件の申請地について、農振農用地区域の農地から除外する手続きを行うこととなります。

農地転用の許可基準では立地基準と一般基準というものがあり、立地基準は農地を、農振農用地区域内農地・第1種農地・第

2種農地・第3種農地に区分したうえで、転用の用途に照らし合せて判断することになり、農振農用地区域内農地と第1種農地は優良農地ということで例外規定はありますが、原則転用不可でございます。第3種農地は市街地もしくは市街地化が著しいところにある農地で、こちらは原則許可となっています。第2種農地は1種にも3種にも該当しない農地であり、第2種農地は、第1種とほぼ同様の取り扱いになりますが、非農地や第3種農地に立地困難で代替できない場合は、例外許可事由にあたり、転用可とされています。

なお、今回の申請地は、農振農用地区域内の農地でございますが、■■■■氏の転用申請については、住宅を新築し居住・生活環境を整えるためのものであることから、農地法上の例外許可事由に該当するものと判断されます。

農地を区分する立地基準で問題がなければ、次に一般基準によって判断することになります。

一般基準の主なものとして、資力・信用があるか、計画に基づいて確実に事業を実施できる見込みがあるか、事業実施にあたって必要な同意を関係者から得ているか、他の法令が関わる場合に許認可等を受けられる見込みはあるか、転用面積は転用目的を達成するうえで妥当な面積か、周辺農地への影響や災害の恐れがないかといった観点から審査を行います。

それでは申請地の概要について説明いたしますので、議案3ページをお開きください。

■■■■氏の申請地は、左下側の図面で、川崎委員の住宅の南側に申請地と矢印で示された山柵地区の農地であります。

土地利用計画については、右下の図面に記載されているとおりで、住宅の東側を駐車スペースとし、西・南側を庭として利用する計画となっております。

今回の申請については、農業者の営農・生活上止むを得ないものであり、かつ、必要最小限の面積であることが求められますが、転用面積も最小限に抑えられており、農業の振興や生活環境を整えるために止むを得ないものと判断されるものであることから、申請内容は妥当と判断されると思われれます。

また、審査内容については、別添の議案資料の1ページ、2ペ

ージに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、西田部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、3月16日に農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

(川崎委員着席)

議長 議案第1号については、許可することに決定いたしましたので、川崎委員に報告します。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、青木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第2号について、ご説明いたします。

本件は砂利採取等に伴う一時転用1件であります。

議案の5ページをお開きください。

1番ですが、本件は、耕地改良及び砂利採取並びに表土堆積場に伴う一時転用申請であります。申請者は、土地所有者である東三川自治区の■■■■氏で、事業実施者は、由仁町川端の■■■■です。

事業実施場所につきましては、東三川2668-1、2668-2、2668-3の3筆の田で、転用面積は24,530㎡です。

転用期間は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の3ページ、4ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の6ページをお開きください。

申請地は、国道274号線沿い東三川地区の右カーブのところにあり、白線で囲まれた3筆の農地です。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、西田部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、3月16日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、青木主査から説明させますので、ご審議くださいようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が4件、賃貸借が15件の合計19件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の3月29日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案8ページをお開きください。

1番の所有権移転の売買については、2月の総会で決定し、公社への買入要請を行った結果、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

土地の所在は山形255の田で、合計面積は17,325㎡です。

売買価格は■■■■円で、譲渡人は栗山町字富士の■■■■氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は栗山町字富士の■■■■(株)です。

2番ですが、土地の所在は山柵431から436-3の4筆の田で、合計面積は27,348㎡です。

売買価格は■■■■円で、譲渡人は下古山自治区の■■■■氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は下古山自治区の■■■■です。

3番ですが、土地の所在は山柵152から417の5筆の田で、合計面積は47,176㎡です。

売買価格は■■■■円で、譲渡人は山柵自治区の■■■■氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は山柵自治区の■■■■氏と■■■■氏です。

4番ですが、土地の所在は東三川2155から3369の2筆の田で、合計面積は65,223㎡です。

売買価格は■■■■円で、譲渡人は東三川自治区の■■■■氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は東三川自治区の■■■■氏と■■■■氏です。

続いて議案の9ページをご覧ください。

5番ですが、土地の所在は古川639-1の畑で、合計面積は12,010㎡です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、古川自治区の■■■■氏、借主は、同じ古川自治区の■■■■です。更新の案件です。

6番ですが、土地の所在は山榊812から891の3筆の田と1筆の畑で、合計面積は67,280㎡です。

賃貸借期間は、令和13年11月30日までの10年間で、賃貸借料は、10aあたり田・畑ともに■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、山榊自治区の■■■■氏、借主は、本三川自治区の■■■■です。新規の案件です。

7番ですが、土地の所在は山榊890-1から1058-2の4筆の田で、面積は47,303㎡です。

賃貸借期間は、令和13年11月30日までの10年間で、賃貸借料は、10aあたり■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、石川県輪島市の■■■■氏、借主は、本三川自治区の■■■■です。新規の案件です。

8番ですが、土地の所在は古山104-1、熊本1-1、光栄126-1、127-1の4筆の田で、合計面積は13,654㎡です。

賃貸借期間は、令和4年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10aあたり■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、下古山自治区の■■■■氏、借主は、古山自治区の■■■■氏です。新規の案件です。

9番ですが、土地の所在は西三川580-1から588-1の3筆の畑で、合計面積は44,696㎡です。

賃貸借期間は、令和8年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10aあたり■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、西三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ西三川自治区の■■■■氏です。更新の案件です。

10番ですが、土地の所在は本三川432から812までの9筆の田で、面積は82,551㎡です。

賃貸借期間は、令和4年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10aあたり■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、本三川自治区の■■■■氏、借主は、古山自治区の■■■■です。新規の案件です。

11番ですが、土地の所在は東三川2147から2903までの6筆の田で、面積は87,931㎡です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、東三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ山榊自治区の■■■■氏です。更新の案件です。

12 番ですが、土地の所在は東三川 2680 の 1 筆の田で、面積は 10,949 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a あたり ■■■■■ 円で年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、東三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じ東三川自治区の ■■■■■ 氏です。更新の案件です。

13 番ですが、土地の所在は東三川 1385 から 1400-1 の 5 筆の田で、合計面積は 44,892 m²です。

賃貸借期間は、令和 4 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a あたり ■■■■■ 円で年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、東三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じ東三川自治区の ■■■■■ 氏です。新規の案件です。

議案の 10 ページをご覧ください。

14 番ですが、土地の所在は川端 715 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 11,042 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a あたり田が ■■■■■ 円、畑が ■■■■■ 円で年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、札幌市南区の ■■■■■ 氏、借主は、川端自治区の ■■■■■ 氏です。更新の案件です。

15 番ですが、土地の所在は三川緑町 116-1、161-1 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 13,904 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a あたり田・畑ともに ■■■■■ 円で年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、三川緑町自治区の ■■■■■ 氏、借主は、本三川自治区の ■■■■■ 氏です。更新の案件です。

以上で議案第 3 号の 1 番から 15 番までの説明を終わります。

議長 議案第 3 号の 1 番から 15 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 3 号の 1 番から 15 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第3号の1番から15番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

引き続き議案第3号の16番から18番までを議題とする前に、会議規則第10条関係から [] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

([] 委員退席)

議長 それでは議案第3号の16番から18番までの議事を進めます。事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の10ページの16番ですが、土地の所在は山形234-1、235の2筆の畑で、面積は23,512㎡です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり [] 円で年間 [] 円です。貸主は、山形自治区の [] 氏、借主は、同じ山形自治区の [] 氏です。更新の案件です。

17番ですが、土地の所在は山形96-1から118までの3筆の田と4筆の畑で、面積は63,360.77㎡です。

賃貸借期間は、令和4年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10aあたり田 [] 円、畑で [] 円で年間 [] 円です。

貸主は、長沼町の [] 氏、借主は、山形自治区の [] 氏です。更新の案件です。

18番ですが、土地の所在は山形539から585までの6筆の田で、面積は28,678㎡です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの2年間で、賃貸借料は、10aあたり田 [] 円で年間 [] 円です。

貸主は、山形自治区の [] 氏、借主は、山形自治区の [] 氏です。新規の案件です。

以上で16番から18番までの説明を終わります。

議長 議案第3号の16番から18番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議長 議案第3号の16番から18番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第3号の16番から18番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

(委員着席)

議長 議案第3号の16番から18番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、 委員に報告します。

議長 引き続き議案第3号の19番を議題とする前に、会議規則第10
職務代理 条関係から には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

(委員退席)

議長 それでは議案第3号の19番の議事を進めます。
職務代理 事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の10ページの19番ですが、土地の所在は本三川631の1筆の畑で、面積は12,000㎡です。

賃貸借期間は、令和6年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10aあたり 円で年間 円です。貸主は、本三川自治区の 氏、借主は、同じ本三川自治区の 氏です。更新の案件です。

以上で19番の説明を終わります。

議長 議案第3号の19番の内容の説明が終わりましたので、質疑に
職務代理 入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
職務代理 議案第3号の19番については、農用地利用集積計画により取
り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
職務代理 よって、議案第3号の19番については、農用地利用集積計画に
より取り扱うことに決定いたしました。

(委員着席)

議長 議案第3号の19番については、農用地利用集積計画により取
職務代理 り扱うことに決定いたしましたので、 委員に報告します。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしま
したので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引
き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16 時 00 分)

議事録署名委員

2番 高嶋雅彦 

3番 中道雅彦 